

## 令和6年 八潮市農業委員会10月総会 議事録

- 1 開催日 令和6年10月24日(木)
- 2 開催時間 午前8時30分から
- 3 会 場 JAさいかつ八潮八條支店2階会議室
  
- 4 出席委員 11名  
会長 1番 小早川喜一  
会長職務代理者 2番 鈴木 新一  
委員 3番 大塚 一宏 11番 篠木 秀彦  
6番 飯山 敏行 12番 石井 清巳  
7番 新井 孝美 13番 関根 幸子  
8番 鈴木 隆 14番 荻野 透  
10番 松田 淳一
- 5 欠席委員 4名  
4番 齋藤 富子 9番 田中 幸夫  
5番 福岡 達則 15番 臼倉 明久
  
- 6 議事日程  
第1 会長挨拶  
第2 議事録署名人の選任  
第3 書記任命  
第4 議 事  
議案13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画承認の件
  
- 7 転用等届出受理報告  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
  
- 8 その他
  
- 9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	平野 麗子
主任	五十嵐陽子

開会 午前 8時30分

### ◎開会の宣告

○事務局長 それでは、皆様、改めておはようございます。

本日は早朝より八潮市農業委員会総会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本来ですと、総会終了後には農業委員会の視察研修会を予定しておりましたが、出席者の人数の関係で延期となりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会10月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は11名で、定数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、4番、齋藤富子委員、5番、福岡達則委員、9番、田中幸夫委員、15番、白倉明久委員からは、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましておはようございます。

時節柄お忙しい中を早朝より10月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

冒頭、局長の挨拶にございましたように、この後、本来であれば視察研修に出向くわけですが、参加者がちょっと少なかったものですから、延期という措置をさせていただきました。

この間まで暑くて、つい何日か前までは30度を超えた真夏日がございまして、いつまでも暑いなという感覚でございますけれども、季節の移ろいというのはせつかなもので、秋らしい秋もなかなか感じるような状態でございます。

10月14日には2024八潮市スポーツフェスティバルが開催されまして、バドミントンの金メダリストの高橋礼華さんが来市されまして、多くの市民がご来場になったということが伝わっております。

また、今週というか、日曜日、27日には市民まつりが開催されます。多くの市民がお見えになることが予想されますので、皆さんもいろいろな組織の中で市民まつりに関係している

かと思しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、次に傍聴者の報告でございますが、本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告を申し上げます。

では、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせをお願いいたします。

- |  |          |
|--|----------|
| ① 八潮市農業委員会 10月総会次第                           | A 4 横    |
| ② 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について<br>(依頼)    | (資料 - 1) |
| ③ 職員の綱紀肅正について (依命通知)                         | (資料 - 2) |
| ④ 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について<br>(依頼) | (資料 - 3) |
| ⑤ 住宅系の農地転用に係る転用面積の規模について                     | (資料 - 4) |
| ⑥ 農業委員会の活動記録簿 (10～11月分)                      |          |

以上、6点になります。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3番、大塚一宏委員、14番、荻野透委員にお願いをいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

---

#### ◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件について、説明をいたします。

まず、資料1、こちらのようにより市長部局のほうから農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について依頼があったことから審議をするものとなります。

番号1、借受人住所、氏名、〇〇〇番地、〇〇〇さん、貸付人住所、氏名、〇〇〇番地〇、〇〇〇さん、土地の所在、〇〇〇-〇と〇、登記地目はどちらも畑、現在も畑で利用しています。〇〇-〇の地積が〇〇平米、〇〇-〇の地積が〇〇平米、合計〇〇〇平米となります。権利の内容は、5年間の賃借権の設定となります。

申請事由は、利用権設定の更新、申出承認の根拠につきましては、申請人は認定農業者でございます。農業専従者は2名、年間従事日数は昨年度で330日となっております。現に耕作に供している農用地の面積は1万4,984.3平米、主な作物としまして小松菜、枝豆、ネギ、サトイモなどの栽培をしております。主な出荷先としましては直売所やスーパーと軒先の自動販売機となります。

所有農機具としまして、耕運機3台、トラック1台を所有しております。

次に、場所の説明をいたします。

隣、2ページをご覧ください。

八潮市役所の〇の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。〇メートルの六差路のところで、〇〇〇さんのところを〇折しまして〇〇方向に〇進し、〇〇〇の信号を過ぎて〇〇

に突き当たったところで〇折します。堤防沿いにずっと走っていきますと〇〇〇農地に到達しますが、ここで〇〇〇農地の中道と〇〇〇沿いに行く道と分かれたところで、〇〇〇沿いをそのまま真っすぐ進みまして〇〇メートルほど〇進した〇側にご覧のように着色した場所となっております。

参考ですが、〇〇-〇と〇、こちらと〇〇-〇、こちらの利用権の設定をされて借受けを行っております。

現地の様子はめくっていただいて、3ページ目のような状況になっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当代理の14番、荻野透委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○14番（荻野 透委員） 14番、荻野です。

先週18日に現場のほうを確認してまいりました。行ったところ、〇〇さん本人がいたので、そこでしっかりと話したのですが、半分はトラクターで耕してあり、手前のほうにミニ白菜、オグラ等が作付されておりました。かん水設備も井戸から塩ビパイプを引っ張って設置してあって、かなりよくできているというか、管理がされておりました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、荻野透委員より、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきましてご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

私の記憶が正しければ、〇〇さんはこのところでたしか三、四回ほど農地をお借りしていると思うんですけども、実際、たしか〇〇さん家は2人で農業をされているのではないかと、〇〇〇と2人だと思ってしまうんですけども、今まで借りた土地で草だらけだよとか、そういうような報告というのは上がっていないですか、大丈夫ですか。

○事務局 ただいまのお話ですが、このたびの農地パトロールの件でも地区を見ていただいた中で、〇〇さんが管理されている土地で、管理不全、草だらけになっているというところがあるというお話は私たちも確認した限りではありませんでした。

以上です。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。

○議長 1.4ヘクタールだから、既に。

○6番（飯山敏行委員） 2人で農業をするにはちょっと規模が大き過ぎて、ですから、それを放ってしまうと、要するに容量オーバーなのではないのかなとちょっと心配してしまったので、新しくお借りするのに当たって、それでほかのところは草ぼうぼうではしようがない話ですから。

○議長 これは新規でなくて、継続でしょう。

○事務局 はい、更新です。

○6番（飯山敏行委員） あ、継続なんですね。分かりました。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

耕作面積が1万4,000何ぼとあるじゃないですか。これは全部畑ですか。

1町4反、2人で畑という、考えられないね。

○8番（鈴木 隆委員） ハウスもあるから。

○事務局 ご説明します。耕作地1万4,000平米とご説明しましたが、そのうちの田んぼが八潮市外で1万400平米あります。なので、その分がものすごく量が多く感じてしまうのではないかと思います、以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○2番（鈴木新一委員） 質問ではないですけども、これ、3ページの写真を見ると鳥獣被害の防止のためのネットみたいなものが既に張ってあるんですね。

○事務局 はい、こちらにつきまして、現地で〇〇さんとお話をする機会が実は何度かありまして、〇〇〇農地における農作物の盗難被害などについてもお話をした際にかなり自衛策について意識を高く持っていらっしゃる方で、ご自身でこれについては設置をしているそうです。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

6番、飯山敏行委員。

○6番（飯山敏行委員） これは河川なのでちょうどいいので、河川に関しては農作物の盗難被害等が非常に深刻だという話は聞いているので、それに対して、あと現状、事務局さんとか、どういうふうに考えている、こういうふうな対処をしましたという事後報告はないのですか。

○議長 盗難防止……

○事務局 ご指摘のとおり、7月の総会ですとかで農作物の盗難被害があったけれども、防犯

カメラの情報の提供などでなかなか自由度が低いということでお話がありまして、市で設置しているものを自由に個人のために動かすことは難しいので、その後、例えば団体さんの会議の際にカメラについてお話をされたりだとか、事務局としましては週に一度、朝はさすがにできないのですけれども、暗くなったところに怪しい人影がないかどうか、声かけをするように1時間、2時間くらいはパトロールを続けているような状況でございまして、特に数字で盗難被害がどれくらい、件数でしたということは把握はしていないのですが、防止策は取っています。

以上です。

○6番（飯山敏行委員） ありがとうございます。

○議長 確かに、例えば桃の産地とかブドウの産地も結構被害が出ると、最近は大量に盗難されるので、結構自衛措置としていろいろな方法を取っているみたいなんですね。そういう果物とか野菜だけではなくて、車の盗難等も防犯カメラに映像は映るんだけど、犯人を特定するまで、そういう機能がない。だから、その辺の防犯、犯人の特定ができるまで、誰か発明してくれないですか。なかなか盗難しているところは映るんだけど、それ以上進まない。その辺だよ。だから盗難を防ぐにはある程度抑止対策のあれでやるしかないんだよ。防犯カメラを幾ら設置しても、盗んでいる場を映像で撮っても、特定できないのではそれ以上進んでいかないんですよ。その辺がちょっとあれかなと思うんだけど、耕作者と、それからそれに関係する農業団体等が組織が抑制効果を図る、こういう抑制行為を取る、そういうことなんだと思うんですけども。

○6番（飯山敏行委員） 河川の農業者の方から、農業委員会で取り上げてくれないかという要望が非常に多くて。

○議長 確かに丹精込めて作って、たくさん収穫しようというって、ごそっとないとすごいがっかりする、それは分かるんですね。

ほかにございますか。なければ。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の4ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、共同住宅1件、駐車場敷地1件の合計2件の届出を受理いたしました。

次に、次第の5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地8件、共同住宅敷地2件、駐車場敷地・資材置場、位置指定道路、物販店舗敷地、倉庫敷地がそれぞれ1件の合計14件の届出を受理いたしました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問等がございましたらお願いをいたします。

次第の4ページから8ページでございます。

では、ご確認をお願いいたします。

———— 資料確認 ————

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 5ページの4番、面積が0.1平米なんですけれども、これってどういう状況ですか。

○事務局 ご指摘の詳細ですが、住宅敷地の一部です。もともとは大きい1枚の筆だったところに、大きい道路で削り取られた残地です。

———— 委員より多数の意見あり ————

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりいたします。

---

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項が2件、協議事項が2件ございます。  
初めに、依頼事項です。

今週末に衆議院議員選挙が控えておりますが、資料2の「職員の綱紀粛正について」及び資料3の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

まず、初めに資料2につきましては、地方公務員という立場を利用して選挙活動は行えないという規定がございますので、それは庁内に向けられた通知になります。

同様に、農業委員さんにつきましても、全国農業会議所というところから1年に1回、農業委員さんの綱紀粛正について取り上げるよという通知がきております。1年に1回です。今年は今週末、衆議院の選挙を迎えることもございますので、この機会に取り上げさせていただきます。

内容は以上になります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、資料3の申し合わせ決議について、どなたか代表して朗読していただく方はいらっしゃいますか。

この資料3のほうの2枚目です、2枚目の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、これを朗読していただきたいのですけれども、代理、お願いできますか。

では、鈴木代理をお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 私のほうから。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する

こと。

令和6年10月24日、八潮市農業委員会。

○議長 ありがとうございます。

委員の皆様、十分認識されていることと思いますが、選挙に向けまして、また、その先も特別職の公務員として、日頃の行動に十分注意をされますよう、お願いをいたします。

次にまいります。

報告事項1件目、四市町農政研究会の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特に資料はございません。

四市町農政研究会の事務局の吉川市さんから連絡がございまして、日程の調整の依頼がありました。1月17日、金曜日に、研究会と、あとその後の懇親会ということで現在設定を依頼しているところでございます。

正式に決定しましたら、またここでご報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、協議事項1点目、視察研修会の再設定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらも資料はございません。

大変申し訳ないのですが、今回10月に予定しておりました視察研修会につきましてはご報告のとおりとなってしまいましたが、改めまして日程を調整した上で、もしございましたら、皆様特に視察をされたいジャンルですとか地方につきましてご協議いただきたいと思っております。

今のところ、日程について、事務局の一方的な考えなんです、案としては2つありまして、2月の第1週、3日の週か、2月の総会が25日の火曜日でございますので、この総会に絡めて一泊の視察研修会を計画はいかがかなというふうに考えておりますので、日程と行き先ジャンルについてご協議いただきたいと思っております。お願いします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から研修についてのご説明がございましたが、まず、日程ですね、日にち。今事務局の提案では2月の頭か、それか2月の総会に絡める、この二通りが今提案されたのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

——— 委員より多数の意見あり ———

○議長 では、皆さん、今回は日帰り研修開催ということでお願いします。

○事務局 承知しました。

○議長 視察研修の件に関してはこれで終わりにしたいと思います。

○3番（大塚一宏委員） 日にちは。

○議長 24。

○3番（大塚一宏委員） 1月の24。

○議長 次に、報告事項2件目、先月の総会でご質問がございました農地転用に係る住宅建築面積について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の4をご覧ください。

先月の総会で農地転用の許可が交付される面積に規定があるかどうかというご質問がありましたので、埼玉県で発出されております平成15年5月1日付のこちら、住宅系の農地転用に係る転用面積の規模についてという通知文書をお示しいたします。

こちらはあくまで農地転用許可を交付する際の規制の面積でございますので、もともと地目が農地でない場合はこの範囲ではございません。

文字が割と細かくいっぱい書いてあるのですが、これは検討されている根拠でございますので、あくまで記の2番、転用面積の上限というところが規定の範囲でございます。

実際に農地台帳に掲載のある農家の方の住宅であれば、転用上限面積はおおむね1,000平米、農家を経営されていない方の専用住宅ということであれば、上限はおおむね500平米というふうに書いてあります。

根拠、参考のとおりというふうにあるんですけども、参考の根拠がかなり細かいので追っても、なかなか専門的ですので、この場での説明は割愛させていただきます。

併せまして、八潮市におけます建築の最低面積について規定がありますので、これも参考までにお示しをいたします。

これは、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例というのが都市計画法から委任を受けて整備されているんですけども、こちらの条例の別表第4というところで敷地面積の最低限度というのが定められております。ただ、これがただし書もございまして、これの先が条例の施行規則でございます。

条例の施行規則の中で、市街化調整区域におきまして、最低面積が300というふうにはおるんですけども、300平米を下回っている場合でも許可をされるケースがありまして、そのケースが平成15年6月1日より前からずっと区画が300平米未満の土地であるよというような土地については、敷地の最低限度、最低敷地は300平米未満でも構いませんよといったようなことがこちらに書いてあるようなところですよ。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、次にまいります。

協議事項2件目、先月の総会で決定しました農業祭における農業委員会の啓発事業、米の無料配布について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらにつきましては資料はございません。

先月ご協議いただきました農業祭における農業委員会の啓発事業をお米の無料配布ということで決めさせていただいたところでございます。実際に12月1日、日曜日に無料配布をされるご担当の方を、今日、今年は幾らくらいで何袋、また、開会式の出席についてと、開会式の際の服装についてご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

農業祭の米の無料配布についてでございますけれども、大塚委員と新井委員にお願いしてよろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○7番（新井孝美委員） はい。

○議長 それから、農業祭当日の服装ですね。開会式には皆さん出ていただく、服装について、去年はノータイでしたね。帽子はかぶらない。あと服装についてはそれぞれ個人で、平服です。

—— 委員より多数の意見あり ——

○議長 その流れはまた事務局であれしてもらって、要するに平服ということでお願いします。それぞれの判断で。

あとは当日米の無料配布をする係を決めているんですか。

○事務局 はい。

○議長 では、当日、みどりの広場のほうで米の無料配布をするわけですけども、去年は3名、今年も一応3名係の人を決めておきたいのですけれども、希望の方はいらっしゃいますか……、去年は誰でしたか。

○事務局 去年が鈴木隆委員さんと、あと関根委員さん、あと新井委員さんの3名の方にご協力いただきました。

○議長 では、今年はどう方で、ほかの団体に所属してなくて、時間が取れるよという方をお願いしたい。

では荻野委員と石井委員と飯山委員。

農業祭についてはこれで決まったかな……、それでは、農業祭当日はよろしく申し上げます。

最後になりますが、次回の日程について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 次回は令和6年11月25日月曜日、午後2時より、いつもと同じ市役所3階の3-4の会議室になりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

事務局より11月の農業委員会の総会のご案内がございましたが、それでは、最後に全体を通しまして、皆様から何かありましたら、お願いいたします。

新井委員。

○7番（新井孝美委員） 農地パトロールをしていて、農地転用の許可は受けているんだけど、工事にまだ着工してない、そういったところの草、今だとガマなんかはこれからみんな破裂する、住民の方からやはり苦情が……

○議長 風による、それがあるのね。

○7番（新井孝美委員） そういった管理を全然してなくて……、工事すらまだ、転用許可を受けているところが工事を全然着工してない。買い増して、増やしたところ。

○議長 ガマの。

○7番（新井孝美委員） ヨシとか。

○議長 ヨシか、ヨシはそうでもない、ガマの穂がはじけて……

○7番（新井孝美委員） 結構、あれはすごく根づくんですよ。

○議長 飛んでね。その辺のあれはどうなんですか。農業委員会から文書で何かできないのですか。農業委員会ではなくて、環境整備から何かあるんじゃないの、住民から苦情がきているというので。

○事務局 そうですね、環境リサイクル課のほうで、私有地の草の管理の苦情は、市のほうでお知らせして、やってくれないようであれば、作業して費用を請求するというのがありますので。

○議長 では、環境整備のほうに少し検討してもらって。

○事務局 また、代理人が分かっていますので、どういうふうなことでやっていくのかというところで指導することは可能です。

○議長 通知してもらえますか。

○7番（新井孝美委員） 絶対苦情があると思うから。

○議長 現場写真を撮って、それから……、では、それは検討してみてください。

○事務局 はい。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力、あ

りがとうございました。

---

**◎閉会の宣告**

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 朝早くからご審議いただき、ありがとうございました。

けさNHKのテレビの中で、食料自給率50%以上達成とか、後継者の育成とか、それから、所得補償のことなど、農業政策全般についていろいろと話していましたが、選挙活動ではないけれども、改めて希望の話で、絵に描いた餅にならないように、皆さんにご協力していただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。本日、大変お疲れさまでした。

閉会 午前9時50分